

令和3年度

仕 様 書

藤野リージュ競技場選手控室賃貸借

札幌市スポーツ局スポーツ部施設課

1 名称

藤野リージュ競技場選手控室賃貸借

2 概要

藤野リージュ競技場のゴール付近に仮設する選手控室を賃貸借する。

3 設置場所

札幌市藤野スポーツ交流施設内の藤野リージュ競技場ゴール付近

住所 札幌市南区藤野 484 番地 1

(別紙の配置図を参照のうえ、詳細な位置は担当職員に確認すること。)

4 契約期間

- (1) 賃貸借期間は令和4年1月1日から令和4年3月31日までとする。
- (2) 仮設建築物の設置は契約日から令和3年12月31日までの間に行うこと。
- (3) 賃貸借期間終了後はすみやかに仮設建築物を撤去すること。

5 契約金額の支払い

受注者は当該月分の賃貸借料を翌月の10日までに、発注者の指定する請求書により、請求するものとする。ただし、賃貸借期間の最終月の賃貸借料にあつては、仮設建築物の撤去が完了した後、発注者に請求するものとする。

6 仮設選手控室仕様

- (1) 鉄骨造平屋建て（ラーメン構造）
- (2) 建築面積 50.00 m²～54.00 m²
- (3) 延べ床面積 50.00 m²～54.00 m²
- (4) 入口1カ所、窓4カ所以上
- (5) 強制排気式ストーブの煙突接続口 2箇所（接続口は壁の上部に設置）
- (6) 建築基準法に適合し、仮設建築物として設置が可能であること。

※別紙参考図面を参照のこと

7 レンタル備品

別紙1のとおり

8 特記事項

建築基準法に係る事務手続きは、本賃貸借に含む。（※申請手数料は無料）

- (1) 計画通知及び仮設建築物の許可申請手続き
- (2) 完了検査の受検
- (3) 仮設建築物除却届の申請

9 一般事項

- (1) 運搬・設置、撤去・運搬に伴う費用は賃貸借料に含めること。
- (2) 設置場所に隣接する分電盤から電線の引き込み工事を行うこと。
- (3) 設置場所に隣接する燃料タンクから灯油を引き込みストーブを設置すること。
- (4) 設置する際には、対象施設の運営に支障がないよう円滑な進行を図ること。
なお、従事する者は十分な経験を有した者が実施すること。
- (5) 作業の安全及び既存施設へ障害を与えぬように十分注意をすること。又、不慮の事故が発生した場合においては、速やかに施設管理者に報告すると共に、担当職員の指示に従い受注者の責任において一切を処理すること。
- (6) 作業時間は原則として9時00分から17時00分までとするが、事前に施設管理者と調整のうえ実施すること。
- (7) 従事者及び第三者に対する事故防止に配慮するとともに、損害を及ぼしたときはその損害を賠償すること。
- (8) 設置が完了した段階で設置完了検査を受けること。また仮設建築物本体や付属設備等の使い勝手や作動状況等の確認を行い、異常の無い状態にすること。
- (9) 撤去完了時、設置場所の片付け・清掃等を行い、現状復旧すること。
- (10) 受注者は各従事者に定められた服装及び名札を着用させるとともに、身分証を交付し、常に携帯させなければならない。
- (11) 関係法令を遵守すること。

10 保証について

仮設選手控室の賃貸借期間において利用者の通常の使用にて生じるきず・劣化に対する修繕、賃貸借物品のメンテナンスに係る費用については賃貸借料に含むものとする。契約期間以外の設置から撤去までの期間であっても、損害を及ぼしたときはその損害を賠償すること。

11 その他

本契約に関し疑義を生じた場合は、担当職員と協議し遺漏のないようにすること。

別紙1 レンタル備品一覧

名称	数量
照明器具 (40W2 灯用器具相当)	8
コンセント設備 (100V2 ロコンセント)	4
換気設備 (壁付換気扇)	2
強制排気式ストーブ (15~20 畳程度対応)	2
カーテン (防炎)	窓と同数